

## 令和元年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会

I 日 時 令和2年3月6日（金）午後1時30分～

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催とした。

## II 議 題

### 【協議事項】

- (1) あんしんすこやかセンター運営評価について（別冊）
- (2) 令和2年度あんしんすこやかセンター公募について（P5～20）

協議事項(1)(2)について、承認を得た。

### 【報告事項】

- (1) 認知症施策について（P21～23）
- (2) （仮称）ボランティアポイント制度について（P24～27）
- (3) つどいの場支援事業について（P28）
- (4) ケアマネジメント支援体制の強化について（P29）

## 神戸市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿（敬称略）

（選出分野別・五十音順）

### 【学識経験者】

大和 三重	関西学院大学 人間福祉学部長
藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部 教授

### 【保健医療福祉関係者】

有本 雅子	神戸介護老人保健施設協会 会長
池端 幸成	神戸市歯科医師会 理事
日比 高志	神戸市薬剤師会 副会長
每田 系美	神戸市シルバーサービス事業者連絡会 副会長
前田 雅道	神戸市民間病院協会 理事
松井 年孝	神戸市老人福祉施設連盟 理事長
村岡 章弘	神戸市医師会 副会長

### 【職能団体】

伊賀 浩樹	神戸市ケアマネジャー連絡会 代表理事
村田 直子	兵庫県看護協会
山内 賢治	兵庫県社会福祉士会 地域包括支援センター支援委員会 委員長

### 【利用者代表】

高谷 育男	認知症の人と家族の会兵庫県支部 事務局長
廣田 雅佳子	市民代表委員（2号被保険者）
松下 端枝	市民代表委員（1号被保険者）

### 【地域団体】

飯島 久道	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 新規事業推進担当局長
竹内 玲子	神戸市民生委員児童委員協議会

### 【行政】

上田 智也	神戸市保健福祉局高齢福祉部長
-------	----------------

# 令和元年度第1回神戸市地域包括支援センター運営協議会の報告について

1. 日時 令和元年9月26日(木) 午後1時30分～午後3時30分

2. 開催場所 兵庫県農業会館 10階105・106会議室

3. 出席者 18委員中14人出席

## 4. 議題

### 【協議事項】

- (1) 地域包括支援センター運営評価について
- (2) 西神中央あんしんすこやかセンター所在地の変更について

### 【報告事項】

- (3) 平成30年度あんしんすこやかセンター運営状況
- (4) 公正・中立性の確保について（区運営協議会審議事項報告）
- (5) 各区における意見
  - ①各区運営協議会審議事項に対する意見について（抜粋）
  - ②東灘区からの提案について
- (6) 令和2年度あんしんすこやかセンター公募スケジュールについて
- (7) あんしんすこやかセンター収支決算書・予算書（非公開）

## 5. 当日出された主な意見および事務局回答

### 【協議事項】

- (1) 地域包括支援センター運営評価について

・（委員意見）人材不足の中で、改善指導対象がなく、よい評価だったというのはすばらしい。市の日ごろのご指導が影響しているのではと思う。

・（委員意見）職員配置について不適のセンターは減少しているが、配置が厳しいと聞く。新卒の方や主任ケアマネジャーなどが就職したいと思うような、あんしんすこやかセンターの業務のあり方を魅力ある職場として、アピールすることが必要ではないかと思うので、市も何らかの形で協力いただけたらありがたい。

・（委員意見）全体的によい評価であると思うが、今の水準が全国的にどうなのか他都市と比較してどうなのかといったあたりも、情報提供していただければありがたい。

(2) 西神中央あんしんすこやかセンター所在地の変更について  
承認を得た。

【報告事項】

(3) 平成 30 年度あんしんすこやかセンター運営状況

・(委員意見) ケアマネジャーの個別事例もセンターとしてはよく関わっているようだが、地域ケア会議へなかなか結びついていないのではないかと思う。ケアマネジャーが地域ケア会議に積極的に出席できるような仕組みづくりがあれば、もっと個別課題に関する地域ケア会議が開催されるのではと思うので、その点が今後の課題ではないか。

→ (事務局) ケアマネジメント支援が増えているが、センター職員からは、サービス担当者会議と個別の地域ケア会議とをどうすみ分けて実施していくかという点や、日々の業務に追われて会議開催の期を逃しているセンターが多いのではないかという意見を聞いている。また、個別地域ケア会議を地域の方の協力も得て、複数回開催しているセンターもあると聞いているので、そのノウハウは他のセンターにも周知して取り組みやすいような環境づくりを考えてまいりたい。

・(委員意見) 地域ケア会議に取り上げる課題として個別課題よりも地域づくりが多い傾向にあるとなっているが、県下の他の市は個別課題に重点がある。神戸市の場合はなぜ地域づくりのほうに傾向があるのか分析しているか。

→ (事務局) 本市では地域診断の研修を以前から始めていたことや、個別課題の類似事例が地域に複数ある場合に、どのようにすれば解決につながるネットワークを組んだり、関係職者が連携したり対応していくのかというところに視点をおいてきた。このようなことが個別事例対応にも生かせるということもあり、地域づくりが多い傾向になっていると考えている。

・(委員意見) 2025 年に象徴される地域包括ケア時代の到来を控えて、しかるべき段階や進捗をむかえていかなければならない中で、医療と福祉と地域の関わりを基軸に着眼した具体的な取り組みとして、地域ケア会議は非常に大きな役割を果たすべきものと考えている。小学校区の何パーセント実施したという数値的なものではなく、現段階としてしかるべき進捗をしているのか、という質的な評価は行っているのか。

→ (事務局) あんしんすこやかセンター圏域内の各地域の意識の高まりや現状については、個々に評価、分析できている状況ではない。現在実施し

ている地域は、比較的取り組みやすい課題や、住民が困っている課題から着手していることが多い。

一方で、地域包括ケアの推進に向けては、本市で別途、地域包括ケア推進部会を設けている。現在、地域ケア会議は生活者の視点での課題がテーマとなっていることが多く、医療・福祉という観点での議論は少ない。各あんしんすこやかセンターが検討している課題と各区レベルで検討している内容については、地域包括ケア推進部会へ報告する予定である。

・(委員意見) センター職員という専門職種が1~2年や3~4年で交替するのは望ましくないと思うが、10年を超えるように長ければ長いほどよいということでもないと思う。

→(事務局) 長く勤務してもらえば、経験が蓄積されていくので、質の向上にもつながるだろうし、新しい職員が多いと職員の不安も高いため経験者の存在は大きいと聞いており、長く勤めるデメリットよりメリットの方が大きいのではないかと感じている。市として離職を食い止められるような支援として何ができるか一緒に考えていきたい。

(4) 公正・中立性の確保について

特に意見なし。

(5) ②東灘区からの提案(P4参照)について

特に意見なし。

(6) 令和2年度あんしんすこやかセンター公募スケジュールについて

特に意見なし。

東保健第 7062 号  
令和元年 9 月 18 日

保健福祉局高齢福祉部長

東灘区保健福祉部長

### あんしんすこやかセンター圏域の見直しについて(提案)

みだしの件について、令和 3 年度以降の地域包括支援センター公募に伴い、下記の通り圏域の見直しを提案いたします。

#### 記

#### 1. 圏域の変更

魚崎北部あんしんすこやかセンター圏域のうち、東灘区田中町 3・4・5 丁目について圏域を見直す。

#### 2. 提案理由

- ① 東灘区田中町 3・4・5 丁目は魚崎北部あんしんすこやかセンターの圏域であるが、学校区は本山第 2 小学校・本山南中学校であり、民生委員の区域は本山中部・本山西部となっている。あんしんすこやかセンターだけが魚崎地域に属しており、地域団体の活動圏域とあんしんすこやかセンター圏域と一致していない。
- ② あんしんすこやかセンターにとって、婦人会や民生委員児童委員協議会等との連携が必須であり、圏域の見直しにより一層の連携推進が図れ、住民サービスの向上につなげることができる。

## 令和 2 年度あんしんすこやかセンター公募にかかるスケジュール

### 令和元年度

- 2月 令和元年度第 2 回地域包括支援センター評価委員会  
(1) 自主改善実施センターについて進捗の報告  
(2) 次年度評価基準案提案  
(3) 令和 2 年度あんしんすこやかセンター公募について
- 3月 令和元年度第 2 回神戸市地域包括支援センター運営協議会  
評価委員会審議結果を報告  
令和 3 年度以降の業務内容、圏域について提案  
令和元年度運営状況の評価実施を市から全センターへ通知

### 令和 2 年度

- 4-5 月 運営評価調査
- 6 月 令和 2 年度第 1 回評価委員会および選定委員会  
(1) 令和 2 年度第 1 回地域包括支援センター評価委員会  
令和元年度地域包括支援センター運営評価について報告  
(2) 令和 2 年度第 1 回地域包括支援センター選定委員会  
令和 2 年度あんしんすこやかセンター公募について、選定基準を決定
- 7 月 令和 2 年度第 1 回神戸市地域包括支援センター運営協議会  
(1) 運営評価について、評価委員会の審議結果を報告  
(2) 令和 3 年度以降の業務内容、圏域について決定  
(3) 令和 2 年度あんしんすこやかセンター公募について、選定基準決定を報告
- 8 月 令和 2 年度第 1 回地域包括支援センター区運営協議会  
令和 3 年度以降の業務内容、圏域について報告  
令和 3 年度以降のあんしんすこやかセンター運営委託について、応募希望事業者を対象に公募説明会を開催し、公募要領を配布する。
- 公募要領の配布  
令和 3 年度以降のあんしんすこやかセンター運営委託について、応募要領をケアネットに掲載する。

- 9月 公募説明会**  
令和3年度以降のあんしんすこやかセンター運営委託について、応募希望事業者を対象に公募説明会を開催する。
- 10月 応募書類の受付**
- 11月 令和2年度第2回評価委員会および選定委員会**  
(1) 令和2年度第2回地域包括支援センター評価委員会  
令和元年度運営評価の改善報告  
令和3年度運営評価の提案  
(2) 令和2年度第2回地域包括支援センター選定委員会  
運営法人の選定
- 12月 令和2年度第2回地域包括支援センター運営協議会**  
運営法人の選定について、選定委員会の審議結果を報告  
**令和2年度第2回地域包括支援センター区運営協議会**  
運営法人の選定について、選定委員会の審議結果を報告  
**公募結果内示通知**

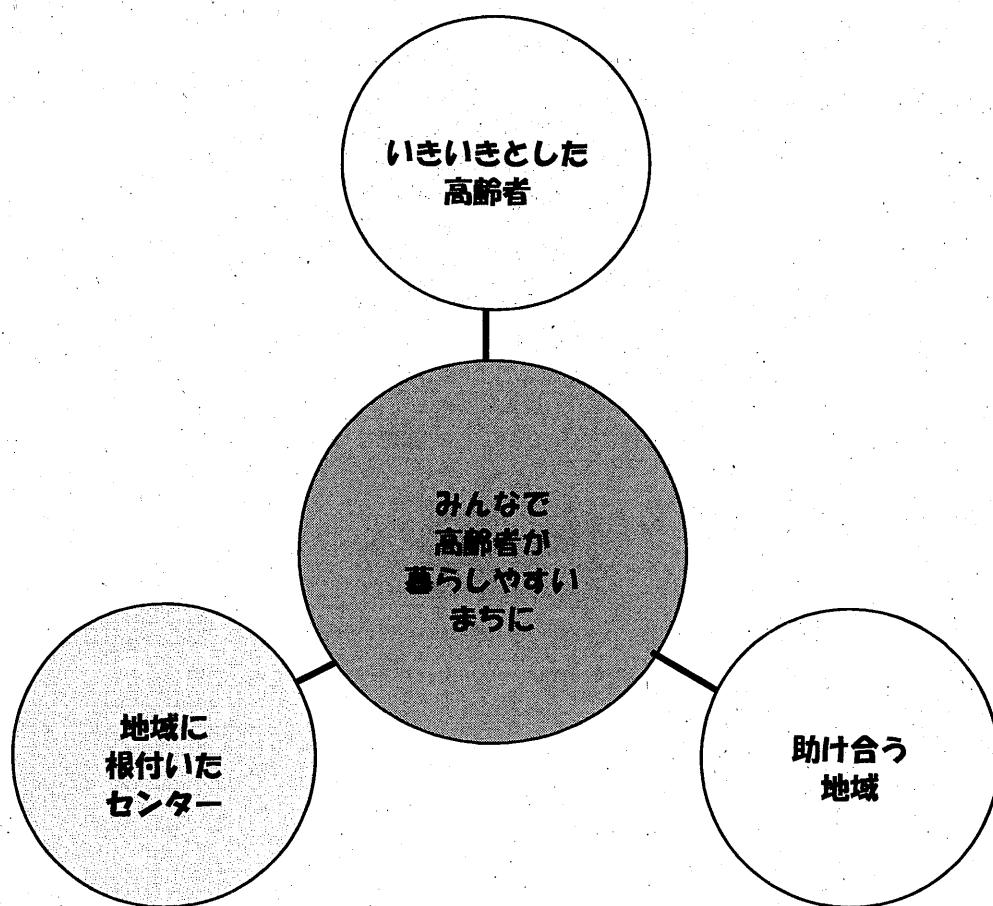
## あんしんすこやかセンターの運営について

本市では「神戸市あんしんすこやかセンター運営方針」において、センターの設置目的を定めているが、より分かりやすく補足説明を示すことで、センター職員のセンターの設置目的に対する理解と、日々の業務のモチベーションの向上に繋げる。

### 1. 地域包括支援センター設置の目的

- 高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続することができるようになるためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態に応じ切れ目なく提供することが必要となる。
- このため、地域の高齢者的心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中枢機関として、地域包括支援センターを設置する。

(「神戸市あんしんすこやかセンター運営方針」より)



## みんなで高齢者が暮らしやすいまちに

これはあんしんすこやかセンターの設置目的を端的な言葉で表したもので、「地域住民や関係機関・高齢者自身が協働して、高齢者が生きがいを持った豊かな生活を、住み慣れた地域で安心して送ることができる状態になること」を示している。

そして、これを実現するための到達目標や期待されるセンター像、センター職員に求められる力について、3つの基本概念に基づいて説明する。

- …到達目標・期待されるセンター像
- ( )…センター職員に求められる力

### 基本概念1. 「地域に根付いたセンター」

神戸市が高齢者を対象に実施したアンケート調査(平成28年度神戸市ネットモニター調査)によると、あんしんすこやかセンターを「知らない」と答えた人の割合が51.0%となっている。

「知っている窓口に相談する」場合と「困りごとが生じてから相談窓口をさがす」場合では相談に至るまでのスピードに大きな差がある。そのため、高齢者や地域にセンターの存在と役割を周知することが重要である。

#### □みんなが知っているセンター

- (1) 圏域内の高齢者の居住地域と、センターが関わりを持っている高齢者の居住地域を分析し、センターの周知の状況を感知する力。
- (2) 啓発する対象を明確にし、効率的・効果的な啓発のアイデアを出し、実践する力。

#### □信頼されているセンター

- (1) 公的相談窓口という立場や責任を認識し、誰もが安心して相談できるような風土を開発する力。
- (2) センター内で情報共有や意見交換を常に行い、チームの連携を強化した課題解決力。  
(担当者が不在であっても、相談者(機関)に不安を与えない。)
- (3) ニーズに的確にこたえるための業務知識や専門性を有し、過剰な要望などについても十分に説明を尽くしたうえで、代替提案を行うなど、納得が得られる対応力。

## 基本概念2. 「助け合う地域」

高齢者の増加にともない、独居・老老世帯の数も増えており、高齢者の安心した暮らしを支えるためには、あらゆる社会資源との連携を強化し、その連携を活用して、高齢者や地域に解決方法を提案できることが重要である。

また、住民同士の助け合いによって、介護保険のサービスや既存の社会資源だけでは支援できない部分を補うことが必要である。

### □頼り頼られる関係をもつセンター

- (1) 地域の高齢者について把握し、地域のニーズを感知する力。
- (2) 地域の社会資源について、どのようなものがあつて、現時点で何ができるのか、またどのようなものが不足しているのかを把握する力。
- (3) 高齢者のニーズと社会資源のマッチングを行い、その過程においてセンターと社会資源が容易に頼り、頼られる関係を築く力。

### □地域の助け合い意識を高められるセンター

- (1) 高齢者や地域の住民が、地域の高齢化の実情を自分たちの問題として理解するよう仕掛ける意欲や行動力。
- (2) 地域の人々による自主的な取り組みが行えるよう、情報提供や支援を展開する力。

## 基本概念3. 「いきいきとした高齢者」

今後、前期高齢者に比べ後期高齢者の割合が増加し、それにともない介護が必要な高齢者が増加することが予想される。また、高齢者虐待や消費者被害・独居・認知症など、高齢者の生活に支援が必要になる要因は複雑化・多様化しており、なかには高齢者自らが支援を求めることが出来ない場合もある。

高齢者がいつまでもいきいきと自立した生活を送るために、要介護（支援）状態にならないよう、高齢者自身が納得して介護予防に取り組むことが重要であるとともに、高齢者が日常生活において困りごとが生じた場合においても、適切な支援が受けられる安心感を得られるようにしていくことが必要である。

### □介護予防の重要性を伝えられるセンター

- (1) 高齢者はもとより多くの住民に介護予防の必要性と効果を伝えていく発信力や行動力。
- (2) ケアマネジャー・サービス事業所を含めた支援者に向けても介護予防の重要性を広めていく発信力や行動力。
- (3) 高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援するために、社会資源の情報収集やそれらとの連携を構築する力。

### □高齢者の困りごとに寄り添い解決できるセンター

- (1) 高齢者の困りごとについて、積極的な実態把握と適切なアセスメントを実施し、専門職の視点で課題を把握する力。
- (2) あんしんすこやかセンターにおいて専門職が連携して高齢者本人を中心としたネットワークを強化し、適切な支援が行われるよう調整する力。

## あんしんすこやかセンター職員からの意見（令和元年度区代表者会事前アンケートより抜粋）

### 1. これまでの取り組みで達成できたと思われること

#### 〔地域に根付いたセンター〕

- ・年々相談件数が増加傾向にあり、担当圏域内のほぼ全ての地域から相談が入ることから、センターの周知はできていると思われる。
- ・センターの広報啓発を継続して取り組み、いつ誰からの相談があっても職員が連携し、どの職員でも対応できるように体制を取っている。
- ・民生委員、友愛ボランティアを中心に地域で気になる高齢者がいた場合、まずセンターに相談すると認識していただいている、相談に対して迅速に対応している。

#### 〔助け合う地域〕

- ・声かけ訓練を実施することにより、地域住民が地域の高齢化の実情を自分たちの問題として理解するきっかけとなった。
- ・地域の見守りを担っている団体や住民に対し、専門的な支援や支援へのつなぎ、情報の提供によるバックアップを行うことで、円滑な見守りに資するよう取り組んでいる。

#### 〔いきいきとした高齢者〕

- ・介護予防の地域に対する啓発、資源への橋渡し、地域資源の後方支援などについて、特に強化して取り組めていると思う。
- ・地域の高齢者への個別支援において、状況に応じてセンターが中心となり支援者間ネットワークを構築し、適切な支援が行われるよう調整している。

### 2. 第8期介護保険計画（令和3～5年度）で期待されるセンター像や求められる力

- ・どのような相談でも耳を傾けてくれる職員が常駐し、適切な答えや次に繋がる対応を行うことで相談した甲斐があったと相談者が感じるセンター。
- ・高齢者の困りごとに寄り添い、社会資源（フォーマル、インフォーマルを問わない）との円滑な連携のもと、高齢者の生活問題解決を支援することが出来るセンター。
- ・高齢者を取り巻く問題（経済困窮、住宅問題、8050問題、障害者の高齢化、各制度の改正による新たな問題課題の表出）がさらに多様化することにより、増加が見込まれる支援が必要な高齢者に対して、地域のワンストップサービスとして対応できるセンター。
- ・個別支援を重ねるなかで、地域のなかで共通している課題に気づき、地域の課題として見る目を養うとともに、その気づきを外へ発信し、同僚や多職種と共有し、さらなる資質向上につとめる力。
- ・本人、家族、支援者、地域住民に対して巻き込む力。
- ・高齢者、障害者分野にとどまらず、家族が抱える課題について教育機関や子育て支援等様々な機関と連携する力。

# **介護保険制度の見直しに関する意見**

**令和元年12月27日**

**社会保障審議会介護保険部会**

## はじめに

- 介護保険制度は、その創設から 19 年が経ち、サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。
- 我が国では、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していく。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできた。
- また、仕事と介護が両立できる環境の整備は大きな課題であり、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護の受け皿整備、介護人材確保対策等の総合的な対策に取り組んできた。また、働く方が離職せずに仕事と介護を両立できるよう、介護休業等の職場環境の整備に取り組んできた。
- 2025 年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれる。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される。
- 2040 年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もある一方、都市部を中心に 2040 年まで増え続ける保険者が多い。最も利用者が多くなる年の利用者数について、2018 年からの増加率をみると、ほとんど増加しない保険者がある一方、2 倍超となる保険者も存在するなど地域差があり、この点を踏まえた対応が課題となる。
- また、現在、介護関係職種の有効求人倍率が平成 30 年度で 3.95 倍となるなど、介護人材不足の状況はますます厳しくなっているが、2025 年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題となる。
- 2025 年に向けて、更にはその先の 2040 年を見据えて、介護保険制度について、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点から、見直しを進めることが必要である。

## 地域共生社会の実現

- 人々の暮らしや地域の在り方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現が目指されている。
- 平成29年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の改正とあわせて、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を行うための社会福祉法等の改正が行われた。また、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける改正が行われた。
- 現在、地域共生社会の実現に向けて、必要となる社会福祉基盤の整備を一層進めるため、
  - ・ 8050世帯（高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯）等の地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を市町村が一体的に実施し、それに対する国の財政支援を行う新たな事業の創設、
  - ・ 地域の課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の1つとして、社会福祉法人を中心とする非営利連携法人制度の創設、
  - ・ 介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験合格義務付けの経過措置等の在り方等について、検討が進められている。
- 地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会である。今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る。
- これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきたが、今後、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや社会福祉基盤整備の観点からも、介護保険制度について見直しを進め、前述の社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備とあわせて一体的に改革に取り組み、地域共生社会の実現を図っていくことが必要である。

- このような認識の下、本部会では、本年2月以降15回にわたって審議を重ねてきた。以下、本部会におけるこれまでの審議を整理し、介護保険制度の見直しに関する意見書として取りまとめる。

## I 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

### 【現状と基本的な視点】

- 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにはすること、介護保険制度の重要な目的である。この目的の実現に向けて、市町村が介護保険制度の個別給付とは別に事業として実施できるようにするため、平成18年度に地域支援事業が創設された。
- 平成26年の介護保険法改正により、市町村が中心となって、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させることで要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指し、地域支援事業の中に「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）が創設された。また、介護予防について、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れた取組を行うため、総合事業の中に「一般介護予防事業」が創設された。この事業の中で、住民主体の通いの場の取組が推進されている。
- 2040年頃にはいわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピークを迎える一方、現役世代が急激に減少する。このような中で社会の活力を維持、向上させつつ「全世代型社会保障」を実現していくためには、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要である。その前提として、介護保険制度としても、特に介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる。

### 1. 一般介護予防事業等の推進

- 一般介護予防事業等について、今後求められる機能、地域支援事業の他事業との連携方策、専門職の関与の方策、PDCAサイクルに沿った更なる推進方策等について、厚生労働省の「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」における検討状況を踏まえながら、議論を行った。
- 一般介護予防事業等による介護予防の取組を推進していくことが必要である。特に住民主体の通いの場の取組について、一層推進していくことが必要である。このため、通いの場の類型化等を進めるとともに、ポイント付与やいわゆる有償ボランティアの推進、家族や現役世代が予防的な意識を持てるようなものも含めた周知広報の強化等、住民の参加促進を図るために取組を進めることが重要である。

る。なお、いわゆる有償ボランティアについては、役割がある形で参加を促す仕組みとして期待がある一方、サービス利用者と提供者双方の安全確保に留意が必要である。

- 一般介護予防事業を効果的・効率的に実施するため、地域ケア会議や短期集中予防サービス、生活支援体制整備事業をはじめとする地域支援事業の他事業との連携を進めていくことが重要であり、実態把握とともに、取組事例の周知等により、多様な関係者や事業等と連携した取組を促していくことが適当である。
- 高齢者においては健康状態等の個人差が大きいため、通いの場の取組について、専門職によるアセスメントと適切な指導等の関与を図ることで、本人の健康状態等に合わせた効果的で多様な取組が展開されることが期待される。通いの場の取組をより効果的・継続的に実施するため、医療等専門職の効果的・効率的な関与を図ることが必要である。医師会や医療機関等との連携事例を把握し自治体に実施方策を示すことが必要である。また、地域リハビリテーション活動支援事業について、事業の質の向上を図り更なる実施を促すため、都道府県と市町村が医師会等とも連携し安定的に医療専門職を確保できる仕組みを構築することが必要である。あわせて、研修等による人材育成等を進めることが重要である。
- PDCAサイクルに沿って、関連データも活用しつつ、効果的・効率的に取組を推進していくことが必要である。自治体の業務負担等も考慮しつつ、プロセス指標やアウトカム指標を設定することが必要である。その際、保険者機能強化推進交付金との整合にも留意が必要である。今後通いの場等に関するエビデンスを構築していくことも必要である。また、国において、具体的な目標の立て方や指標の選定、分析方法などについて、分かりやすい情報提供や研修を行うことや、地域包括ケア「見える化」システムや国保データベース（KDB）等のデータを有効活用するための環境整備を行うことが必要である。
- 通いの場に参加しない高齢者への対応が必要である。支援が必要な者を把握し、通いの場への参加を含めて必要な支援につなげることも重要である。なお、高齢者の社会参加には通いの場以外にも多様なニーズや方法があることに留意が必要である。
- 介護予防については、高齢者の心身の状態を自立から要介護状態まで可変であるというように、連続的に捉え支援するという考え方も重要である。生活習慣病の重症化を含めた予防の取組との連携が重要であり、通いの場で、生活習慣病予防の観点も踏まえ住民の行動変容を促すなど、要介護状態の発生防止に取り組んでいくことも必要である。このため、データ利活用や地域のつながり強化を図りながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を進めることが重要である。また、通いの場の取組を効果的に実施し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めることも必要である。

## 2. 総合事業

- 総合事業について、より効果的な推進に向けた、運営面、制度面での対応方策等について、議論を行った。
- 総合事業について、高齢化の進展に対応し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む観点から、より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化していくことが必要である。
- 現在、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行うことが重要である。その際、認知症など利用者の状態に応じた適切な対応を行うことや、適正な事業規模とすべきことに留意が必要である。具体的には、総合事業の対象者の弾力化にあたり、ケアマネジメントを通じて適切な事業の利用が担保されること、あわせて、国において弾力化後の事業の利用者の変化の状況や具体的なサービスの利用の状況などを定期的に把握・公表することが重要である。
- 国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を發揮できるようにするため、弾力化を行うことが重要である。その際、適正な事業規模とするよう留意が必要である。また、引き続き基準となる単価設定は必要との意見があることにも留意が必要である。国が定めたサービス価格の上限を上回る価格設定を行う場合は、国において引上げ額及びその理由を定期的に把握・公表することが重要である。
- 各市町村の事業規模については、現在の枠組みを維持することが適當である。なお、より弾力的な対応を求める意見がある一方、上限の枠内で効率的な事業実施を行うべきとの意見もある点に留意が必要である。
- 住民主体の多様なサービスの展開のため、いわゆる有償ボランティアに係る謝金を支出できることや、人材確保のためのポイント制度等を創設するなど、総合事業の担い手を確保するための取組を進めることが必要である。企業との連携も重要である。
- 総合事業の効果的な実施のため、市町村の積極的な取組を促すことや、都道府県による適切な助言等の積極的な市町村支援が必要である。また、市町村の取組状況を踏まえ、取組の改善方策を示すことも重要である。保険者機能強化推進交付金の活用も重要である。総合事業の質を高めるため、市町村において医療等専門職や関係団体等との連携を進めることも重要である。
- 総合事業の推進のため、適切な事業評価や、先行事例等を参考とした事業企画等を進めることが重要である。

- 高齢化が進展していく中で、高齢者が何らかの支援が必要な状態になったとしても、本人の希望と状態を踏まえた就労的活動などに参加できるようにするなど、地域とのつながりを保ちながら役割を持って生活できる環境整備を進めることが重要である。

### 3. ケアマネジメント

- 高齢化の進展に伴い、居宅介護支援事業所の数、ケアマネジメントの利用者数は年々増加してきている。ケアマネジメントが国民の間に普及・浸透してきている状況もある中で、介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）には、医療と介護の連携や地域における多様な資源の活用等の役割をより一層果たすこと期待されている。
- ケアマネジメントについて、自立支援に資する質の高いケアマネジメントを実現できる環境整備の方策等について、議論を行った。
- ケアマネジメントについて、高齢者の多様なニーズに対応した自立支援に資する適切なサービス提供の観点から、ケアマネジャーがその役割を効果的に果しながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境整備を進めることが必要である。
- 医療をはじめ、多分野の専門職の知見に基づくケアマネジメントが行われることが必要である。そのために、地域ケア会議の積極的な活用などケアマネジャーが専門家と相談しやすい環境の整備が重要である。介護報酬上の対応についても検討が必要である。なお、地域ケア会議については、利用者や家族の参加を確保するとともに、地域ケア会議の内容を利用者や家族に丁寧に説明すべきとの意見があった。
- 高齢者が地域とのつながりを保ちながら生活を継続していくためには、医療や介護に加え、インフォーマルサービスも含めた多様な生活支援が包括的に提供されることが重要であり、インフォーマルサービスも盛り込まれた居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の作成を推進していくことが必要である。なお、インフォーマルサービスへの信用の確保のために、国、都道府県、市町村はケアマネジャーへの情報提供などの支援をすることが必要であるとの意見があった。
- 公正中立なケアマネジメントの確保や、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を一層進めることが必要である。適切な修了評価やICT等を活用した受講環境の整備など、研修の充実や受講者の負担軽減等が重要である。
- 適切なケアマネジメントを実現するため、ケアマネジャーの待遇の改善等を通

じた質の高いケアマネジャーの安定的な確保や、事務負担軽減等を通じたケアマネジャーが力を発揮できる環境の整備を図ることが必要である。ケアマネジャーを取り巻く環境や業務の変化を踏まえ、ケアマネジャーに求められる役割を明確化していくことも重要である。

#### 4. 地域包括支援センター

- 地域包括支援センターについて、今後求められる機能や業務、体制の在り方等について、議論を行った。
- 地域包括支援センターについて、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、機能や体制の強化を図ることが必要である。
- 地域包括支援センターの取組を適切に評価し、適切な人員体制の確保を促す観点から、財源の確保も含め、市町村が保険者として地域包括支援センターの運営に適切に関与することが必要である。
- 地域のつながり機能の強化という観点から、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能を強化していくことが必要である。
- 業務負担が大きいとされる介護予防ケアマネジメント業務について、要支援者等に対する適切なケアマネジメントを実現する観点から、外部委託は認めつつ、引き続き地域包括支援センターが担うことが必要である。外部委託を行いやすい環境の整備を進めることが重要である。介護報酬上の対応についても検討が必要である。なお、居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメント業務を担うべきとの意見もあった。
- 地域包括支援センターの積極的な体制強化等を行う市町村について、保険者機能強化推進交付金等によりその取組を後押しすることが重要である。

## 「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」の委託にあたっての市の考え方（案）

### 1. 人材確保

あんしんすこやかセンター業務は、各専門職を雇用し運営することを条件に法人へ委託していることから、市が人材確保することは難しい。しかし、医療・介護人材確保が困難である現状は承知しているため、受託法人からアイデアをいただきながら、市としても人材確保に向けて協力できることはやっていきたい。

市のホームページで職種別に実際に活躍している人を紹介し、これから就職を考えている方に向けたメッセージや仕事の魅力・やりがいなどを発信していく。法人が求人の際には本ページを案内するなどし、就職の門戸を広げる一助としたい。

### 2. 人材育成

これまで、初任者職員を対象にした「初任者研修」、業務に必要な「ケアマネジメント」や「高齢者虐待」等の研修、「テーマ別」研修等を実施してきたが、現在では、あんしんすこやかセンター設置当初から在籍している職員から中堅職員、新任期職員にいたるまで経験年数の幅が広く、管理者等から、新たに「中堅研修や管理者研修をして欲しい」との声も聴いている。

今後は、離職防止や仕事への熱意が保てるような環境整備として、「初任者研修」に加えて、「中堅期研修」、「管理者研修」を企画し、経験や役割に応じた仕事の進め方や視点を習得するとともに、他センターの同じ経験年数の職員や職種同士の交流を通して励まし合い、経験を共有しながら学びを深められる体制を構築する。

### 3. 業務改善

業務ごとの事務の流れを見直し、様式の簡略化、事務の簡素化、会議や打ち合わせの統合・廃止等を行う。また、情報セキュリティポリシーを遵守しつつ、ICT化による業務改善が図れるよう引き続き検討を行っていく。

### 4. 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、高齢者に対して個別支援を行う基本業務であり、対人援助技術の基礎を積み上げていく過程において重要な業務である。このため、引き続きあんしんすこやかセンター職員が件数制限を設けつつ、従事するものとする。

また、令和2年度より、新規のケアプラン作成時に自立支援・重度化防止を推進するため、リハビリ専門職がケアプラン作成者と利用者宅に同行し、身体状況等を確認した上で、ケアマネジメント支援を行う制度を開始する。これにより、リハビリや運動プログラム等による状態改善予測の助言が受けられる体制も整備する。

## 5. つどいの場

要介護リスクを軽減するためには、高齢者が徒歩で通える交流の場の確保が有効である。このため、住民主体のつどいの場を支援するとともに、圏域内の高齢者が自分にあつたつどいの場が選択できるよう、情報提供することが必要である。圏域内のニーズに対しては、地域ケア会議等の機会を活用し、住民が主体的につどいの場の立ち上げができるよう支援する。

## 6. 医療介護連携

本市では、「医療介護サポートセンター」、「認知症初期集中支援チーム」、「オレンジダイヤル」、「生活支援コーディネーター」、「引きこもり地域支援センター」など、ここ数年で課題の多い分野で専門相談体制が整ってきた。あんしんすこやかセンターにおいては、これまで各分野でつなぎ先がなかつたり、窓口が決まっていなかつたりすることで、あんしんすこやかセンターが対応を余儀なくされていたことも少なくなかつたが、今後は、関係機関に対応を委ねられる部分は役割分担しながらも連携は密にし、センターの本来業務に注力してもらいたい。

## 7. 災害時対応

災害発生時、市・区及び地域と連携・協働し、把握している高齢者の安否確認や、高齢者及びその家族からの相談対応、地域団体との連携により共有された情報をもとにした要援護者の支援を行う役割が期待される。

## 神戸市の認知症施策について

(神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進)

### 1. 条例の内容 (4つの柱)

- (1) WHO・医療産業都市等と連携した「予防及び早期介入」
- (2) 事故救済制度や運転免許返納等の「事故の救済及び予防」
- (3) 早期受診体制の確立等の「治療及び介護の提供」
- (4) 地域での啓発、声かけ訓練やICT活用による見守り推進等の「地域の力を豊かにしていくこと」

### 2. 4つの柱に基づく認知症施策 (主なもの)

#### (1) 予防及び早期介入

○世界保健機関健康開発総合研究センター（WHO神戸センター）と神戸大学等による共同研究への協力

○フレイルチェック

集団健診会場や薬局等において、フレイル予防の観点に基づいた「基本チェックリスト」・健康関連のQOL測定（EQ-5D）・認知機能低下による初期の日常生活機能の低下を評価（CFI）と、握力等の測定を実施。

#### (2) 事故の救済及び予防

○認知症と診断された人による事故に関する救済制度を創設

#### (3) 治療及び介護の提供

○あんしんすこやかセンターの認知症相談対応の充実

人件費として委託料を増額

※平成30年度 136,800千円（1センターあたり180万円）

○認知症診断助成制度の創設

※平成31年1月28日 受付開始

○認知症初期集中支援チームの拡充

医療・介護の専門職が、認知症が疑われる人又は認知症の人やその家族を訪問し、観察・評価を行ったうえで、鑑別診断の紹介など適切な医療介護サービスにつなぐ。※平成30年3月 全区への派遣体制確立

○認知症疾患医療センターの増設

認知症疾患医療センターは、認知症の鑑別診断に加え、専門医療相談等を実施する地域での認知症医療提供の拠点である。

※平成30年度 宮地病院、西市民病院を新たに指定し5箇所から7箇所へ

※令和元年度 専門医療相談・日常生活相談窓口を5月より開設

認知症サロンのモデル実施（令和2年度より全センターで本格実施）

#### (4) 地域の力を豊かにしていくこと

##### ○地域包括支援センター単位での声かけ訓練の拡充

認知症の人の地域での見守り体制を構築するため、全あんしんすこやかセンター圏域での声かけ訓練を実施する。

※平成 29 年度 全区（9 区 24 回実施）

30 年度 36 圏域 45 回開催

31 年度 36 圏域 45 回開催（12 月末時点）

##### ○高齢者安心登録事業の推進

行方不明などの心配がある在宅高齢者が事前登録を行い、あんしんすこやかセンターや警察等と情報を共有するとともに、行方不明時には電子メールで行方不明発生情報を配信し、警察への情報提供を呼びかけ、早期発見と保護を目指す。

※令和 2 年 1 月末時点

登録高齢者：1019 名、メール配信：22 件

捜索協力者：560 名（あんしんすこやかセンター104 名）

##### ○認知症地域支援推進員の配置

認知症の相談対応に加え、認知症初期集中支援事業などにおいて地域の支援機関をつなぐコーディネーター役として、各あんしんすこやかセンター等に兼務で配置している。

主な業務：認知症初期集中支援チームとの連携、認知症高齢者等声かけ訓練の推進、「認知症ケアパス」の配布、「高齢者安心登録事業」や「こうべオレンジカフェ」の実施による家族支援 など

※令和 2 年 1 月末 105 名（あんしんすこやかセンター85 名）

##### ○認知症サポーターの養成

地域全体で認知症の人を見守るため、国が規定する研修を実施し修了者は認知症の人の理解者の証であるオレンジリングを配布。令和元年度は、小売業・金融機関・交通機関等の従業員向けに重点的に認知症サポーター養成講座を実施し、生活圏域に認知症の理解者が増加した。

※令和元年度 12 月末時点

受講者累計 117,343 名（うち企業等 27,492 名、小中学生 23,646 名）

令和元年度 開催回数 237 回（うち企業等 60 回、学校 54 回）

##### ○認知症カフェ登録事業の推進

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に参加し、気軽に交互交流や相談等ができる地域に開かれた集いの場を登録・紹介

※令和 2 年 1 月 1 日時点：32 箇所

### 3. 認知症「神戸モデル」及び診断後支援

#### (1) 認知症「神戸モデル」の推進

認知症「神戸モデル」とは、新たに創設する診断助成制度と事故救済制度を組み合わせて実施し、その財源は、超過課税の導入により、市民の皆様からご負担いただくこととする全国初の取り組み。

##### ・診断助成制度の推進（平成31年1月28日開始）

65歳以上の市民を対象に、認知症の疑いがあるかどうかを診る認知機能検診と、疑いがある方については、認知症かどうかと、軽度認知障害（MCI）も含めて、病名の診断を行う認知機能精密検査を組み合わせた2段階方式の診断制度（第1及び第2段階とも自己負担なし）。

制度の利用促進を図るため、75歳以上の市民に対して認知機能検診の無料受診券を送付する。

※実施医療機関：第1段階 425、第2段階 66（認知症疾患医療センター7含む）

##### ・事故救済制度の創設（平成31年4月1日開始）

認知症と診断された場合、①賠償責任保険に市が加入、②事故の場合、コールセンターで24時間365日相談対応、③所在がわからなくなったらかけつけ（GPS安心かけつけサービス）の3つのサービスが受けられる。また、全市民を対象に④認知症の人が起こした事故に遭われた場合、賠償責任の有無にかかわらず見舞金（給付金）を支給する。

##### <実施状況（令和元年11月末まで）>

・支給件数3件（賠償責任保険1件、見舞金（財物損壊給付金）2件）

※神戸モデルの賠償責任保険加入者数 3,645人

※見舞金（給付金）制度は、申込み不要

・G P S 安心かけつけサービス契約者数 100人

※かけつけサービス利用数 2件

#### (2) 認知症の人とその家族への支援

- ・平成29年度末より全区配置している認知症初期集中支援チームの円滑な運営により早期診断・早期対応に努める
- ・平成31年4月に認知症に関する総合的な電話相談窓口「こうべオレンジダイヤル」を開設。
- ・市内7箇所の認知症疾患医療センターに専門医療相談・日常生活相談窓口の開設や、ピアカウンセリングなどのピア活動や交流会を行う認知症サロンを実施。
- ・診断後の通院介助や生活支援などを行う（仮称）認知症見守りヘルパー事業を開始予定。

## 「(仮称) ボランティアポイント」制度の概要

事業名称 : **変更予定**

### 1. 趣旨

高齢者がボランティア活動に参加することが、心身の健康の保持や増進などのフレイ  
ル予防につながっていくとされており、高齢者の地域活動への参加を促進するため、ボ  
イント制度を創設する。

### 2. 対象者

神戸市在住の65歳以上の高齢者

下記の施設等で行われる活動のうち、謝礼が兵庫県の最低賃金（899円）を下回る  
活動を行う者。（令和元年10月1日時点）

○：謝礼（交通費、活動中の食費や原材料費等の費用弁償費を除く）

×：雇用、賃金

### 3. ポイントの付与数

次に掲げる活動を行った時間の区分に応じ、行うものとする。ただし、活動登録者が  
1日に受け取ることができるポイントは、最大200ポイントまでとする。

- ・ 2時間未満 100 ポイント
- ・ 2時間以上 200 ポイント ※1ポイント=1円とする。
- ・ 年間上限 8,000 ポイント(円)

例) A施設で午前に1時間活動 (100 ポイント)

B施設で午後に1時間活動 (100 ポイント) → 1日合計200 ポイント

### 4. 活動施設等

令和2年度は高齢者施設を対象とする

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| ・介護老人福祉施設（地域密着型含む）    | ・短期入所生活介護事業所      |
| ・介護老人保健施設             | ・短期入所療養介護事業所      |
| ・介護療養型医療施設            | ・認知症対応型共同生活介護事業所  |
| ・介護医療院                | ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 |
| ・通所介護事業所（地域密着型を含む。）   | ・小規模多機能型居宅介護事業所   |
| ・通所リハビリテーション事業所       | ・認知症対応型通所介護事業所    |
| ・特定施設入居者生活介護（地域密着型含む） |                   |

神戸市内 高齢者施設(在宅サービス) : 1,883、高齢者施設(施設サービス) : 183 計 : 2,066

## 5. 活動内容

施設職員の指示を受けて行う軽微かつ補助的な活動

- (1) 話し相手・傾聴・散歩相手
- (2) お茶だし・配膳・下膳の補助
- (3) 施設内移動の補助
- (4) 入浴前後の補助（整髪、衣類整理等）
- (5) レクリエーションの補助
- (6) 利用者が利用する場所の簡易な清掃
- (7) 菜園等の手入れや水やり
- (8) 洗濯物の整理、寝具の環境整備
- (9) 芸能等の披露（演奏、歌、演芸等）など

※ただし、以下のものは対象外

- ・利用者以外のものに係る行為を含む、本来施設職員が行うべき行為（利用者送迎・身体介護・利用者が利用する以外の場所の清掃・洗車など）
- ・自身の親族・知人に対する活動
- ・受入施設の主催事業でないものに対する活動（施設内設備を使用して活動する他の団体への参加など）

## 6. ポイント付与と換金の流れ

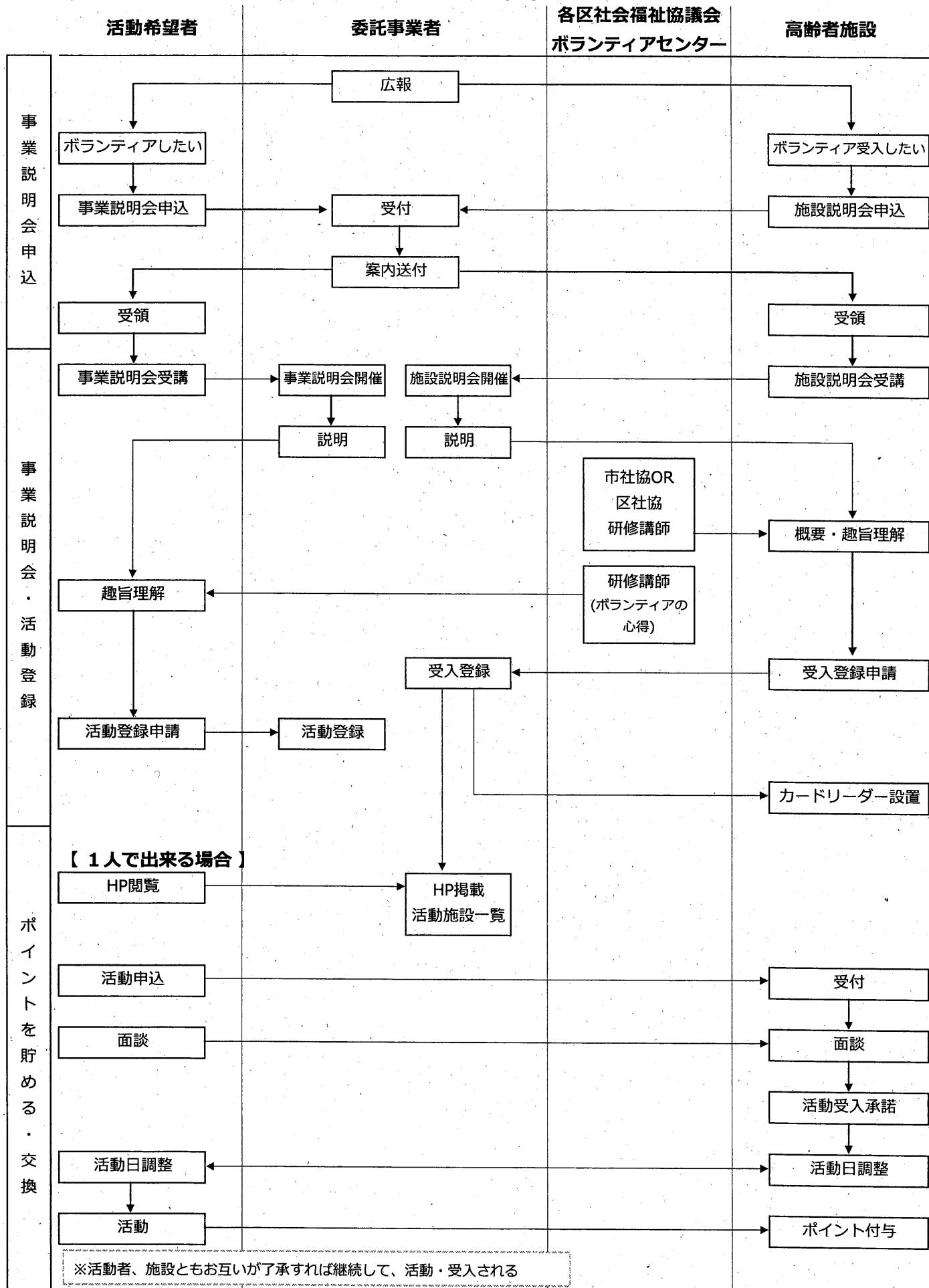
- (1) 施設で活動を行い、ポイントを貯める。
  - ・敬老バスにチャージする場合
- (2) 敬老バスへ入金（チャージ）する。
- (3) 領収書を保管しておく。
- (4) 事務局から届くポイント交換申請書に必要事項を記入し、領収書と一緒に事務局へ返送する。
- (5) 事務局で審査後、指定した口座に入金される。
  - ・敬老バスにチャージしない場合（現金交換）
- (2) 事務局から届くポイント交換申請書に必要事項を記入し、事務局へ返送する。
- (3) 事務局で審査後、指定した口座に入金される。

## 7. スケジュール

- 4月 事務局を担う委託事業者と契約締結、事務局開設
- 5月 専用ホームページ開始、施設担当者への説明会受付開始
- 6月 施設担当者への説明会（順次）→受入登録、活動対象者への説明会受付開始
- 7月 活動対象者への説明会（順次）→活動登録
- 8月 施設へのICカードリーダー設置
- 10月 **1日 活動とポイント付与開始**

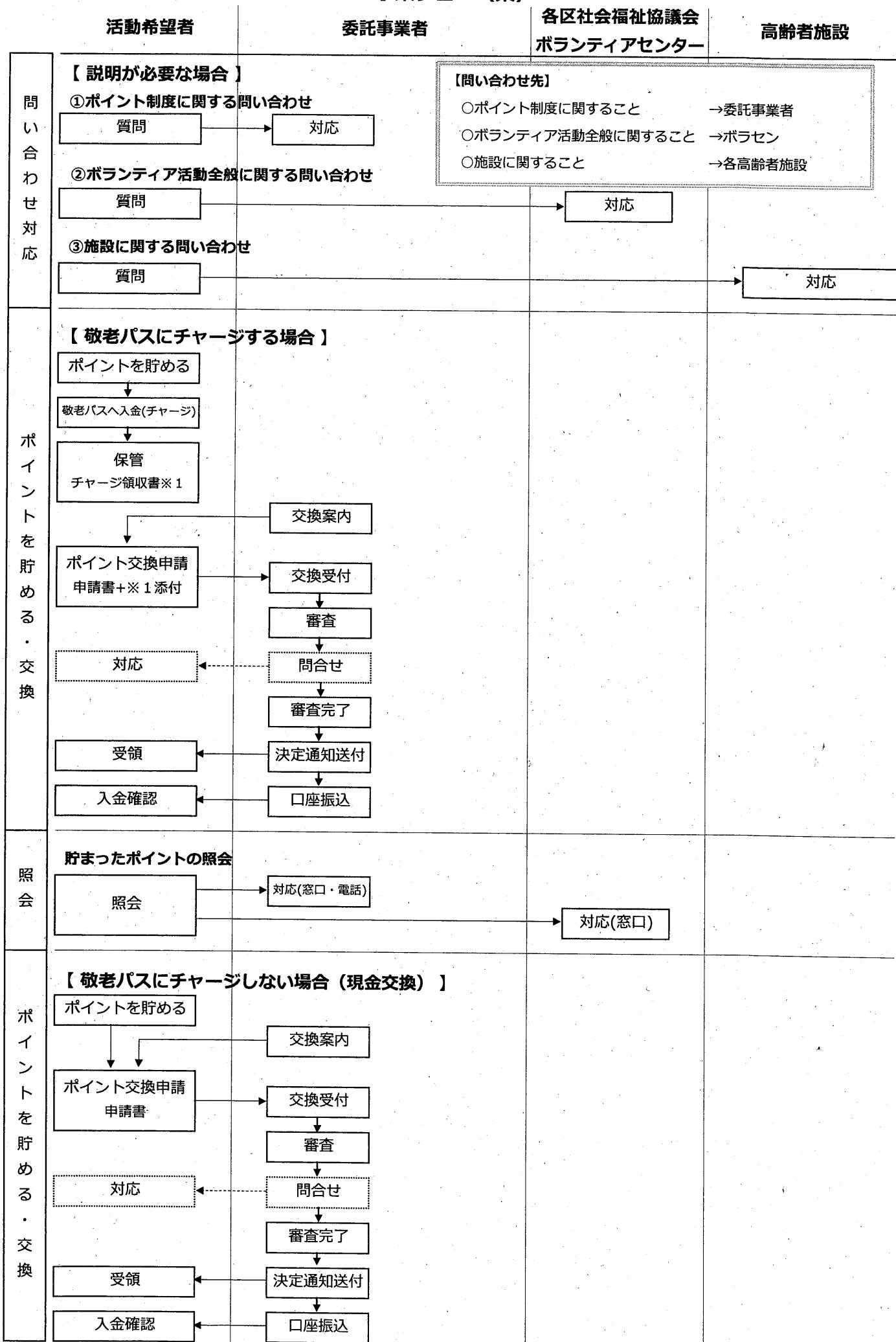
## 事業フロー（案）

令和2年3月6日



# 事業フロー（案）

令和2年3月6日



## つどいの場支援事業の概要

**現行**

### 立ち上げ支援

- 「コミュニティサポートグループ育成支援事業」(平成 16 年～)
- ・補助金
  - 1 団体あたり上限 20,000 円/年
  - ・月 1 回以上、スタッフ 2 人以上、屋外可、3 年限定

### 継続支援

- 「居場所づくり型一般介護予防事業」(平成 29 年～)
- ・補助金
  - 1 団体あたり上限 50,000 円/年
  - ・月 2 回以上、スタッフ 5 人以上、屋内ののみ、毎年度申請可

**立ち上げ支援**

**2つの事業を  
統合**

**令和 2 年度～**

**つどいの場支援事業（立ち上げ支援 + 継続支援）**

**継続  
支援**

#### A. つどいの場「運営補助」

<要件>月 1 回以上通年開催、スタッフ 3 人以上、屋外可 など

##### イ. 基本補助額（限度額：年額 70,000 円）

開催予定回数 × 2,000 円

新設

##### ロ. 身体活動加算（限度額：年額 17,500 円）

1 回あたりのつどいの場の開催時間（90 分以上）のうち、15 分以上、室内で運動を実施する場合に運動の開催予定回数 × 500 円をイ. 基本補助額に加算 ※一部条件あり

#### B. つどいの場「立ち上げ応援補助」

年額 10,000 円

<要件>年 3 回以上開催、スタッフ 3 人以上、屋外可 など

※これからつどいの場を立ち上げる団体が対象（初年度のみ）

※生活支援コーディネーターからヒアリングを受け、申請が妥当と認められたつどいの場のみ申請可能

神戸市介護保険課

## 令和2年度からのケアマネジメント支援体制の強化について

神戸市では、全国に比べ、要介護認定率や要介護認定者のうち軽度な方の割合が高く、利用者・家族や、ケアプラン作成者やサービス事業者等が一体となり、自立支援・重度化防止に取り組む必要があります。

そこで、令和2年度より新たに介護保険課内に「ケアマネジメント担当ライン」を創設し、保健師やリハビリ専門職、ケアマネジャー等を配置し、これまで以上に自立支援に向けたケアマネジメントが強化できるよう、ケアプラン作成者を支援していきます。

### 1. リハビリ専門職によるケアプラン作成者との同行訪問

主に、新規認定申請者のうち軽度な状態（概ね要支援1、2）が見込まれる方に対し、ケアプラン作成者が初回アセスメント等を行う際に、リハビリ専門職が利用者宅へ同行訪問します。利用者・家族に対し、心身の状態に応じたサービスの選択や日常生活動作の工夫点などの専門的な助言を行い、ケアプラン作成者へのケアマネジメント支援を行います。

新規認定申請者のうち、支援の効果が見込まれる方を介護保険課で選定し、申請代行事業者へご連絡しますので、訪問日の日程調整や利用者への同意を得るなどのご協力をお願ひいたします。

### 2. 多職種によるケアマネジメント検討会の実施

平成31年度より、訪問介護（生活援助中心型）の基準回数を超える届出ケアプランのうち、多職種で検討することが望ましい事例や、自立支援に向けた検討を行うことで効果が見込まれる事例について、リハビリ専門職を含めた多職種で検討しています。引き続き月1回程度、各区を巡回し、ケアチームで参加できる体制を整え、検討会を開催します。

### 3. ケアプランチェック体制について

従来、介護のケアプラン点検は介護保険課認定係、予防のケアプラン点検は地域包括支援係で実施していましたが、令和2年度からは「ケアマネジメント担当ライン」が担当します。

指定居宅介護支援事業所の縦覧的点検を行っている外部委託事業者は、介護予防ケアプランも併せて点検を行います。

指定予防支援事業所によるケアプラン点検については、あんしんすこやかセンターを巡回指導している「巡回派遣員」等が引き続きケアプラン作成者と面接を実施し、ケアマネジメントを見直す機会となるようアドバイスを行います。

#### 【担当】

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課認定係 菅

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課地域包括支援係 太田・三上

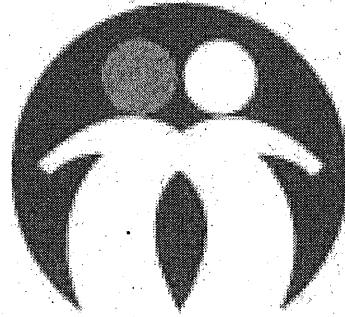


## 協議事項 1

# 令和元年度 第2回神戸市地域包括支援センター

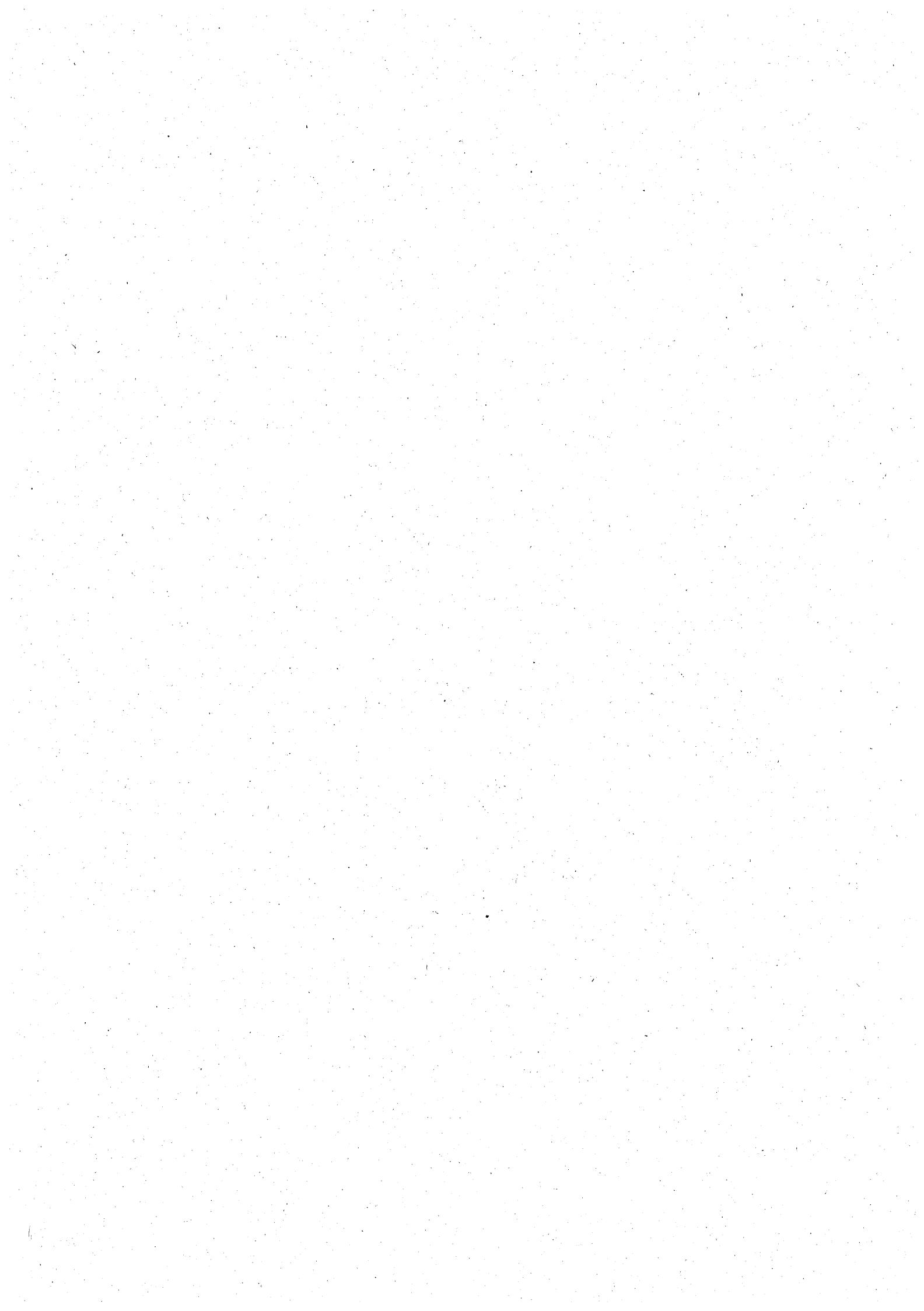
## 運営協議会 資料

### 【別冊・運営評価について】



**あんしんすこやかセンター**

(高齢者の介護相談窓口)



## 神戸市地域包括支援センター評価委員会開催要綱

平成 27 年 7 月 1 日  
保健福祉局長決定

## (趣旨)

第1条 神戸市が地域包括支援センター事業の運営を民間法人等に委託するにあたり、適正かつ円滑な運営を図るため、運営法人の選考基準、選考及び地域包括支援センターの運営状況の評価について、専門的な見地から意見を求める目的として、神戸市地域包括支援センター評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

## (委員)

第2条 委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 公認会計士

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は 5 人以内とする。

## (任期)

第3条 委員の任期は、3 年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、委員を再任することができる。

## (委員長の指名等)

第4条 保健福祉局長は、委員の中から委員長を指名する。

- 2 委員長は会の進行をつかさどる。
- 3 保健福祉局長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を委員の中から指名する。

## (参考人からの意見聴取)

第5条 前条の実施のため、委員会は参考人から意見聴取することができる。

## (委員会の公開)

第6条 委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合。
- (2) 委員会を開催することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合。

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関する必要な事項は高齢福祉部長が別に定める。

付則（平成27年7月1日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

## 地域包括支援センター評価委員会 委員

(五十音順)

- 石田 博信 公認会計士  
井上 清美 姫路獨協大学看護学部長  
大野 彰子 弁護士  
奥西 栄介 福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科 教授  
眞野 典子 神戸女子大学健康福祉学部社会福祉学科 准教授

## 運営評価にかかるあんしんすこやかセンターの業務改善状況

### 1. 総括

- (1) 令和元年9月に各あんしんすこやかセンターに、運営評価の結果通知をした後、現時点の自主改善状況の確認を行った（令和元年11月30日締切）。平成30年度評価結果を受けて、令和元年度のセンター運営において、指摘事項の具体的な改善を行った場合やミーティング等によりセンター内で指摘事項を共有・徹底を確認できた場合について改善とみなした。
- (2) その結果、基準適合率（対象項目における適あるいはS評価、A評価の割合）は、「I 運営体制について」（評価時93%）、「II 業務の状況について」（評価時99%）から、共に100%に向上了。自主改善報告の締切後も改善に取り組んでいただいている。

### 2. 改善状況

別紙（資料5）のとおり

平成30年度 地域包括支援センター運営評価 評価総括表＜改善報告後＞

令和元年9月に各あんしんすこやかセンターに運営評価結果を送付し、「不適」または「B」評価の項目について、現時点での自主改善状況を確認した。  
結果、すべての項目において、各あんしんすこやかセンターでの改善が確認された。

資料4-1

センター別運営評価内容（I 運営体制）

	評価の内容	基準適合率		主な改善内容
		評価結果	改善報告後	
1. 運営方針・要綱・要領	・センターの運営方針・運営要綱・実施要領・業務に関するマニュアル等を全センター職員が必要時参照している。	100%	100%	
2. 職員配置	①4職種が常時配置されているか。	89%	100%	・年間予定を作成し、計画的な事業取り組み等を行い、継続的に安定した運営が維持できる体制を構築した。 ・欠員が生じた場合に職種異動が行えるよう、法人の協力の元、法人内職員の資格取得を推奨する。
	②変更時には届出がされているか。	88%	100%	・ミーティングにより、職員変更時に必要な書類作成は主に運営管理者が行うが、日付の記載間違いがないか他の職員と2人体制でチェックを行うことに決めた。
3. 24時間連絡体制	・24時間の連絡体制が整備されている。	97%	100%	・緊急対応時は緊急対応報告書を作成し、保健センターへ提出をすることを確認した。 ・緊急連絡網を再作成。緊急時対応マニュアルを改定し、整備した。
4. 事務執行力	①提出物が期日内に提出されているか	80%	100%	・法人管理者とセンター管理者等で運営会議を開催し、変更日より10日以内提出を確認した。
	②適宜記録がなされているか。	100%	100%	
5. 資質の向上（専門性の確保）	・職員のスキルアップを法人全体でバックアップし、業務に活かしている。	97%	100%	・研修の参加についてはセンターで共有し、他センター職員でも確認できるように月間予定表を活用していく。
6. 個人情報の保護	・個人情報の保護のために対策を講じている。	100%	100%	
7. 執務環境	・適切な執務環境である。 ・必要な情報を記録し、書類が整理・保管されている。	99%	100%	・書類を保管しているボックスは4職種のみが管理し、4職種以外が鍵を取り出せないように周知実施する。
8. 人権の擁護及び高齢者虐待防止研修	・人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施している。	100%	100%	
9. 苦情対応	・苦情対応が適切に行えているか。	95%	100%	・苦情があった場合は、受付者が記録を作成し、毎朝の会議で情報共有を行い、全センター職員で回覧し、押印する。

## センター別運営評価内容（II 業務の状況）

	評価の内容	基準適合率		主な改善内容
		評価結果	改善報告後	
1. 総合相談支援業務	(1)職員の応対態度	100%	100%	
	(2)説明の分かりやすさ	100%	100%	
	(3)相談の満足度はどうか。	100%	100%	
	(4)相談環境は適切か。	100%	100%	
	(5)案内表示はわかりやすいか	99%	100%	・センターの入り口が分かりやすように案内板を敷地入口に設置する方向で検討している。
	(6)利用者から相談が寄せられているか。	100%	100%	
	(7)センター内でチームアプローチしているか。	100%	100%	
	(8)①センターに関する広報	100%	100%	
	②成年後見制度に関する広報	100%	100%	
	③高齢者虐待防止に関する広報	99%	100%	・広報活動に対してセンター内で意識を持つよう周知徹底。今年度はすでに高齢者虐待に防止に関する広報を実施済み。
2. 権利擁護業務	④介護予防の普及啓発	100%	100%	
	(9)①介護リフレッシュ教室の広報・案内	100%	100%	
	②介護リフレッシュ教室を積極的に開催しているか。	100%	100%	
	(1)〈成年後見制度〉 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用支援を行っている。	100%	100%	
3. 介護予防業務	(2)〈虐待〉 通報の受理・報告を適切に行っている。	100%	100%	
	(3)〈消費者被害〉 市民に対し、消費者被害の情報提供を行い、啓発しているか。	95%	100%	・センター内の会議にて園域内で起きた消費者被害の情報提供を市民に行なうことを周知。 報告書に情報提供を行った日時を記載。 ・センター通信にて、園域内の住民に対して消費者被害についての情報を伝えた。今後も定期的に行っていく。
	(4)〈権利擁護業務全般〉 複数の課題を持つ事例への対応について、関係機関と対応を検討している。	99%	100%	
	(1)介護予防の取組みが必要な高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげている。	100%	100%	
	(2)介護予防の必要性について、根拠を持って地域を選定している。	97%	100%	・社会生活を送る上の問題点にも着目し、地域診断を行い、介護予防を行う根拠を明確にし
	(3)マニュアルを遵守し、介護予防ケアマネジメントを適時適切に実施している。	100%	100%	

	評価の内容	評価結果 改善報告後		主な改善内容
		評価結果	改善報告後	
4. 包括的継続的ケアマネジメント業務	(1)介護支援専門員を支援する体制を構築するための取り組みを行ったか。	99%	100%	・センターの年間予定を随時見直し、計画や開催時期の修正、再計画を行うため、毎日のミーティング以外で話し合う場を設ける。
	(2)介護支援専門員からの相談に対し、支援を行っている。	100%	100%	
	(3)介護支援専門員に対し、社会資源の情報提供を行い、ケアマネジメントに生かせるよう助言を行っている。	99%	100%	・介護支援専門員からの相談に対し、関係機関への連絡や、担当者会議での担当職員の参加を提案し、支援を行っている。また、団体の事業所に社会資源等を記載したセンター通信を配布した。
5. ネットワーク構築	①医療機関とのネットワーク(連携)会議を開催しているか、あるいは参加しているか。	99%	100%	・地域ケア会議において、医師・薬剤師等に出席いただいている。今後も連携を密にとり、会議等の必要があれば、センター主催の会議を開催し、会議録を残す。
	②サービス事業所とのネットワーク(連携)会議を開催しているか。	99%	100%	・今年度中にサービス事業所とのネットワーク会議を実施し、ケアマネジャー情報交換会の前後に開催を計画している。
6. 地域づくり	(1)地域資源の把握 ①地域の社会資源・地域の状況を把握し、市民に分かりやすく明示しているか。	99%	100%	・地域の方向けに資料を作成できていなかったので、地域向けに整理を行い、明示できる資料を作成した。
	(1)地域資源の把握 ②複数の情報をもとに、地域の弱みや課題についてアセスメントを行っているか。	100%	100%	
	(2)地域ケア会議 ①センター主催の地域ケア会議を実施している。	100%	100%	
	(2)地域ケア会議 ②・会議後のふりかえりやフィードバックをしている。 ・担当地域の地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている。	96%	100%	・センター内の会議にて、「地域ケア会議の振り返りは、速やかにセンター職員会議で実施して、会議と区や業務日誌に記録を残す」ことを周知徹底した。
	(2)地域ケア会議 ③協議体機能をもつ地域ケア会議を行っている。	100%	100%	
	(3)地域支え合いに関する地域との会議をもっているか。	100%	100%	
	(4)公的福祉サービス等や地域の見守り体制につないでいる。	100%	100%	
	(5)住民相互の見守り支え合いができるようなグループの結成などコミュニティづくりを支援している。	100%	100%	
	①認知症の人やさしいまちづくり条例制定の主旨について、理解し、市民に広報を行っている。	100%	100%	
	②神戸市高齢者安心登録制度の主旨を理解し、対象となる市民へ説明を行っている。	97%	100%	・対象者と家族の相談に対し、神戸市安心登録制度の説明を行った。今後も相談受理した際には、制度の説明を行っていく意識付けをしていく。 ・対象者へ制度の説明をした場合には、制度に繋がらなくても記録を残しておく。
7. 認知症の人やさしいまちづくり条例の推進				

### センター別運営評価内容(1) 運営体制



## センター別運営評価内容(Ⅱ 業務の状況)

## センター別運営評価内容(Ⅱ 業務の状況)

資料5-2  
A B

資料5-2

	評価の内容	評価の視点	本山東部	本庄	本山南部	本山西部	魚崎北部	魚崎南部	住吉北部	御影南部	六甲アイランド	高羽	六甲摩耶	大石	篠原	王子	西灘	新神戸	春日野	脇の浜	三宮	元町山手	ハーバーランド	港島	兵庫平野	みなとがわ	荒田	新開地	夢野の丘	中道	キヤナルタウラン	浜山
3 介護予防業務	(1)介護予防の取組みが必要な高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげている。	・介護予防の取組みが必要な方の把握を、関係機関と連携し積極的にアプローチしたか、また、必要な支援につないだか。その対応が適切に記録されているか。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
	(2)介護予防の必要性について、根拠を持って地域を選定し行っている。	・地域の特性に応じて、介護予防の働きかけを行っているか。 ・地域診断に基づき、優先的に介入すべきターゲットを理解し、介護予防の取組みが行えているか。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
	(2)マニュアルを遵守し、介護予防ケアマネジメントを適時適切に実施している。	・ケアプラン作成やモニタリング・評価など、時期を逃すことなく、適時適切な対応を行っているか。 ・課題・状況等を適切に把握した上で、ケアマネジメントを行っているか。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
4 包括的総合的ケアマネジメント業務	(1)介護支援専門員を支援する体制を構築するための取り組みを行ったか。	・介護支援専門員との連絡会や研修会を開催したか。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
	(2)介護支援専門員からの相談に対し、支援を行っている。	・介護支援専門員から相談を受けているか。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
	(3)介護支援専門員に対し、社会資源の情報提供を行い、ケアマネジメントに生かせるよう助言を行っている。	・社会資源の情報提供を行っているか。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
5 ネットワーク構築	(1)地域包括ケアのネットワークづくり	①医療機関とのネットワーク(連携)会議を開催しているか、或いは参加しているか。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
		②サービス事業所とのネットワーク(連携)会議を開催しているか。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
6 地域づくり	(1)地域資源の把握	①地域の社会資源・地域の状況を把握し、市民に分かりやすく明示しているか。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
		②複数の情報をもとに、地域の弱みや課題についてアセスメントを行っているか。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
	(2)地域ケア会議	①センター主催の地域ケア会議を実施している。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
		②・事例検証（ふり返り事例検討）をしている。 ・担当領域の地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
		③協議体機能をもつ地域ケア会議を行っている。	A	A	A	A	A	A	A	-	A	A	-	A	-	A	-	A	A	A	-	A	A	-	A	A	A	A	A	A		
	(3)地域支え合いに関する地域との会議を持っているか。	・地域支え合いに関する地域との会議(小地域地域支え合い連絡会議等)を開催・参加しているか。(対象地域で年1回以上)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
	(4)公的福祉サービス等や地域の見守り体制につないでいる。	・関係機関へつないだか。 ・把握した情報をについてセンター内で連携したか。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
7 認知づくりの推進	(5)住民相互の見守り支え合いができるようなグループの結成などコミュニティづくりを支援している。	・コミュニティサポートグループ育成支援事業等を活用し、地域住民主体グループの結成・育成を支援している（または、地域に事業活用を働きかけている）、または、住民主体で立ち上がりったグループの活動が継続できるように支援している。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
	(6)認知症の人やさしいまちづくりの取り組みの主旨を理解し、積極的に取り組んでいます。	①認知症の人にやさしいまちづくり条例制定の主旨について、理解し、市民に広報を行っている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
		②神戸市高齢者安心登録制度の主旨を理解し、対象となる市民へ説明し、登録促進に努めている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		

資料5  
A B

	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	学園都市
道場	ありの	八多瀬河	有馬	谷上	神戸北町	北鈴蘭台	鎌瀬吉	五葉	あわせの村	丸山	名倉	池田宮川	御蔵	西代	真野真陽	新長田	白川	名谷	妙法寺	名谷南	板宿	離宮	たかとり	西須磨	桃山台	塩屋	東雲水	垂水名谷	平磯	本多間	舞子台	神陵台	西神南	伊川谷	西神中央	神出	岩岡	平野西神	玉津	学園都市				
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0					
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	-	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	64	0	12						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	0	76	0	0						

## 令和2年度以降の運営評価の基準等の改定について（変更提案）（案）

### 1. 令和2年度評価（評価業務は令和3年度に実施）における変更事項

平成30年度までの運営評価において、ほとんどの項目について一定の評価適合率であるため、統合できる項目は統合するなど整理を行う。また、今後取り組んでいただきたい内容を盛り込み、またわかりやすい記載に変更するなどの修正を行う。

#### 1) 削除項目

##### ＜業務の状況＞

###### （1）介護予防業務

地域診断シートは各区保健センターで確認を行っているため、運営評価での確認は不要とする。また、広報や地域ケア会議などは地域診断に基づいて実施しており、各項目で地域診断シートの確認を行うため、削除する。

	評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料
3. 介護予防業務	(2)介護予防の必要性について、根拠を持って地域を選定し行っている。	・地域の特性に応じて、介護予防の働きかけを行っているか。 ・地域診断に基づき、優先的に介入すべきターゲットを理解し、介護予防の取組みが行えているか。	・根拠となる資料 ・活動の記録

###### （2）包括的継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員への研修や連絡会は区内のあんしんすこやかセンターが合同で開催しているところが多いため、削除する。

	評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料
4. 包括的継続的ケアマネジメント業務	(1)介護支援専門員を支援する体制を構築するための取り組みを行ったか。	・介護支援専門員との連絡会や研修会を開催したか。	・取り組みがわかる記録 ・介護支援専門員の支援に資する提供資料

###### （3）ネットワーク構築

①医療機関とのネットワークについては、全区の「医療介護サポートセンター」が会議を開催し、医療介護連携において話し合われており、あんしんすこやかセンターも必要に応じてこの会議に参加することとしているため、削除する。

②サービス事業所とのネットワークについては、地域の課題について話し合う地域ケア会議等にサービス事業者が参加していることが多く、こういった機会を通してネットワーク構築が図られてきているため、削除する。

	評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料
5. ネットワーク構築	(1)地域包括ケアのネットワークづくり	①医療機関とのネットワーク(連携)会議を開催しているか、或いは参加しているか。	・会議録
		②サービス事業所とのネットワーク(連携)会議を開催しているか。	・会議録

#### (4) 地域づくり

地域診断シートや地域課題シートは、各区保健センターが確認・助言を行っているため、運営評価での確認はしないこととする。また、「広報」や「地域ケア会議」などは地域診断シートや地域課題シートに基づいて実施して、各項目で地域診断シートの確認を行う。

	評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料
6. 地域づくり (1)地域資源の把握	②複数の情報をもとに、地域の弱みや課題についてアセスメントを行っているか。	・地域診断シート ・地域課題シート ・根拠となる資料	

#### 2) 修正項目

太字下線部分について、以下の理由により修正を行う。

##### (1) 総合相談業務

①ほとんどのあんしんすこやかセンターが各項目の広報を実施しているため、広報の項目を統合し、S評価を加える。

変更前	1. 総合相談支援業務	評価の内容  (8)センター業務(センター一般、成年後見制度、虐待防止、介護予防普及啓発等)の広報活動を行い、認知度を上げている。	評価の視点	根拠とすべき資料	評価	評価の指標		
						S	A	B
		①センターに関する広報	・広報活動の記録	A・B		通常の広報活動 (地域のイベントでのチラシ配布等)	特にしている	ない
		②成年後見制度に関する広報	・広報活動の記録	A・B		通常の広報活動 (地域のイベントでのチラシ配布等)	特にしている	ない
		③高齢者虐待防止に関する広報	・広報活動の記録	A・B		通常の広報活動 (地域のイベントでのチラシ配布等)	特にしている	ない
		④フレイル予防を含めた介護予防の普及啓発	・広報活動の記録	A・B		通常の広報活動 (地域のイベントでのチラシ配布等)	特にしている	ない
		⑤消費者被害防止に関する広報	・広報活動の記録	A・B		通常の広報活動 (地域のイベントでのチラシ配布等)	特にしている	ない
変更後	1. 総合相談支援業務	(8)センター業務(センター一般、成年後見制度、虐待防止、介護予防普及啓発等)の広報活動を行い、認知度を上げている。	①センター業務(センター一般、成年後見制度、虐待防止、消費者被害防止、介護予防普及啓発)に関する広報を実施しているか。	・広報活動の記録 ・地域診断シート	S・A・B	左記をすべて実施し、さらに配布地域の分析・分析を活かした広報計画・広報活動のぶり返りをしている記録がある	センター・成年後見制度・虐待防止・消費者被害防止・介護予防普及啓発のすべての広報活動をしており記録がある(地域のイベントでのチラシ配布等)	特にしていない

②介護リフレッシュ教室については、地域の方に広く周知することも必要であるが、本来家族介護者へ周知を行うことが重要であり、介護リフレッシュ教室を必要としている方へ周知できているかで判断するため、下記の通り変更する。

		評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料	評価	評価の指標		
						S	A	B
変更前	1. 総合相談支援業務	(9)介護者支援について意欲的に取り組んでいるか	・介護リフレッシュ教室の広報・案内	・活動の記録	S・A・B	—	通常の広報活動(地域のイベントでのチラシ配布等)	特にしていない
変更後	1. 総合相談支援業務	(9)介護者支援について意欲的に取り組んでいるか	・介護リフレッシュ教室の広報・案内	・活動の記録	A・B	—	リフレッシュ教室が必要な方に紹介をしている記録がある	特にしていない

## (2) 包括的継続的ケアマネジメント業務

①介護支援専門員からの相談に対し社会資源の情報提供を行っているかを評価する項目のため、わかりやすい表記に変更する。

		評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料	評価	評価の指標		
						S	A	B
変更前	4. 包括的継続的ケアマネジメント業務	(3)介護支援専門員に対し、社会資源の情報提供を行い、ケアマネジメントに生かせるよう助言を行っている。	・社会資源の情報提供を行っているか。	・情報提供を行ったことがわかる記録 ・提供した書類	A・B	—	介護支援専門員へ情報提供を行っている。	介護支援専門員への情報提供が確認できない。
変更後	4. 包括的継続的ケアマネジメント業務	(1)介護支援専門員に対し、社会資源の情報提供を行い、ケアマネジメントに生かせるよう助言を行っている。	・介護支援専門員からの相談に対し、適切な社会資源の情報提供を行っているか。	・情報提供を行ったことがわかる記録 ・提供した書類	A・B	—	介護支援専門員へ情報提供を行っている。	介護支援専門員への情報提供が確認できない。

②介護支援専門員の相談に対してどのような支援をあんしんすこやかセンターが行っているかを評価する項目のため、支援内容を具体的に示し、下記の通り変更する。

		評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料	評価	評価の指標		
						S	A	B
変更前	4. 包括的継続的ケアマネジメント業務	(2)介護支援専門員からの相談に対し、支援を行っている。	・介護支援専門員から相談を受けているか。	・ケース記録の有無 ※月報よりケース指定	A・B	—	介護支援専門員からの相談を受け、支援を行っている(1回以上)	介護支援専門員からの相談を確認できない
変更後	4. 包括的継続的ケアマネジメント業務	(2)介護支援専門員からの相談に対し、必要なサポートを行い、課題の解決に導いている。	・介護支援専門員から相談を受けているか。	・ケース記録の有無	A・B	—	介護支援専門員からの相談を受け、関係者が集まって協議する場(カンファレンス)もしくは、同行訪問等の支援を行っている記録がある(1回以上)	介護支援専門員からの相談を受け、関係者が集まって協議する場(カンファレンス)もしくは同行訪問等の支援を行っている記録が確認できない

### (3) ネットワーク構築・地域づくり

ネットワーク構築は地域づくりの機能に含まれるため、「5. ネットワーク構築・地域づくり」と変更する。

①地域の社会資源等は市民だけでなく、関係機関への情報提供も必要であるため、「関係機関(介護支援専門員等)」という文言を追加する。

		評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料	評価	評価の指標		
						S	A	B
変更前	6. 地域づくり	(1)地域資源の把握	①地域の社会資源・地域の状況を把握し、市民に分かりやすく明示しているか。	・取り組みを示す資料 ※社会資源一覧・マップ等	A・B	—	把握した状況をセンター内で共有し、市民に分かりやすく明示していることが文書で分かる。	確認ができない
変更後	5. ネットワーク構築・地域づくり	(1)地域資源の把握	①地域の社会資源・地域の状況を把握し、市民や関係機関(介護支援専門員等)に分かりやすく明示しているか。	・取り組みを示す資料 ※社会資源一覧・マップ等	A・B	—	把握した状況をセンター内で共有し、市民や関係機関(介護支援専門員等)に明示している記録がある	確認ができない

②関係機関へつなぐ対象者が分かりづらかったため、具体的に表記する変更を行う。

		評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料	評価	評価の指標		
						S	A	B
変更前	6. 地域づくり	(4)公的福祉サービス等や地域の見守り体制につないでいる。	・関係機関へつないだか。 ・把握した情報についてセンター内で連携したか。	・ケース記録 ・月報	A・B	—	《すべて満たす》 ・関係機関につないだ ・センター内で連携し検討を行った	《左記一つでも非該当》
変更後	5. ネットワーク構築・地域づくり	(5)公的福祉サービス等や地域の見守り体制につないでいる。	・サービスや支援が必要であるが、全くサービスや支援に繋がっていない方を関係機関へつないだか。 ・把握した情報についてセンター内で連携したか。	・ケース記録	A・B	—	《すべて満たす》 ・関係機関につないだ ・センター内で連携し検討を行った	《左記一つでも非該当》

③「コミュニティサポートグループ育成支援事業」の事業名が変更となるため文言を削除し、事業に関わらずつ  
どいの場の立ち上げ支援や住民主体活動グループの後方支援や、認知症高齢者等声掛け訓練を実施したかを評価  
するため、下記の通り変更する。

		評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料	評価	評価の指標		
						S	A	B
変更前	6. 地域づくり	(5)住民相互の見守りができるようなグループの結成などコミュニティづくりを支援している。	・コミュニティサポート事業を支援している(または、地域に事業活用を働きかけている)	・月報 ・取組みのわかる資料	A・B	（いずれか満たす） ・グループを支援している ・グループ立ち上げを働きかけている	実施が確認できない	
変更後	5. ネットワーク構築・地域づくり	(6)住民相互の見守りができるようなグループの結成などコミュニティづくりを支援している。	認知症高齢者等声かけ訓練や新しいつどいの場の立ち上げ支援、既存の住民主体活動グループの後方支援を行っている	・取組みのわかる資料	A・B	（いずれか満たす） ・認知症高齢者等声かけ訓練の実施した記録がある ・新しいつどいの場の立ち上げ支援を実施した記録がある ・既存の住民主体活動グループの後方支援を実施した記録がある	実施が確認できない	

#### (4) 認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進

認知症神戸モデルについて理解し、必要な方へ制度等を周知しているかを評価する項目のため、「こうべオレンジヘルパー（仮称）」「オレンジカフェ」の文言を追加し、下記の通り変更する。

		評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料	評価	評価の指標		
						S	A	B
変更前	7. 認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進	(1)神戸市認知症の人々にやさしいまちづくり条例の主旨を理解し、積極的に認知症の啓発・相談・支援している。	②神戸市高齢者安心登録制度や診断助成制度・事故救済制度(GPS安心かけつけサービス含む)の趣旨を理解し、対象となる市民へ説明している。	・取り組みのわかる資料 (報告書など) ・説明した記録	A・B	対象者または、協力者にあんしん登録制度や診断助成制度・事故救済制度(GPS安心かけつけサービス含む)の説明を行っている記録がある。	実施が確認できない	
変更後	7. 認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進	(1)認知症神戸モデルを理解し対象者への説明・案内を行っている	診断助成制度・事故救済制度・GPS安心かけつけサービス・神戸市高齢者安心登録事業・こうべオレンジヘルパー（仮称）・オレンジカフェ等の趣旨を理解し、対象者となる市民へ説明・案内をしている	・取り組みのわかる資料 (報告書など) ・説明した記録	A・B	対象者または、協力者に診断助成制度・事故救済制度・GPS安心かけつけサービス・神戸市高齢者安心登録事業・こうべオレンジヘルパー（仮称）・オレンジカフェ等の説明・案内を行っている記録がある。	実施が確認できない	

### 3) 新規項目

#### (1) 認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進

認知症に関する相談が年々増加傾向にあり、今後ますます認知症初期集中支援チーム等の医療関係機関との連携が必要であるため、下記の項目を追加する。

		評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料	評価	評価の指標		
						S	A	B
7. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進	(2)認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等(医療機関)と連携し、必要な対象者及びその家族への支援を行っている	①・関係機関と連携を行っているか	・ケース記録 ・月報 ・会議資料等	A・B	A・B	—	・関係機関と連携を行ったことが確認できる記録がある	実施が確認できない

**地域包括支援センター運営評価基準(実務用)**

○○あんしんすこやかセンター

現地調査日:

**資料 7-1**

1. 運営体制(11項目)		評価の観点	根拠とすべき資料	評価	不適	備考
1. 運営方針・要綱・要領	・センターの運営方針・運営要綱・実施要領・業務に内容確認しているか。 ・センター職員が必要時参照している。	・全職員が手に取れる場所に全マニュアル ・全マニュアルの保管状況 ・レジメや職場内研修記録等	・全マニュアルが共有スペースで保管されている ・年1回以上内容を確認している ・新規配置職員に説明している	適・不適	〔左記1つでも非該当〕	・現地確認、ビギング、セミナー等がセミナー事務マニュアルによる ・会員登録、必要マニュアルによる
2. 職員配置	・4職種が配置されている。  ①4職種が常時配置されているか。  ②変更時には届出がされているか。	・職員配置状況変更届 ・出勤簿(1年間)	・すべて満たす ・職種常時配置 ・出勤簿あり	適・不適	〔左記1つでも非該当〕	〔職員の事前準備〕 ・職員の事前準備
3. 24時間連絡体制	・24時間の連絡体制が整備されている。  ①提出物が期日内に提出されているか。  ②適宜記録がなされているか。	・緊急連絡網を職員に周知した ・緊急連絡網を確認できるもの ・責任者が分かかる書類 ・緊急対応マニュアル ・緊急対応したことがわかる記録	・書面での連絡網がある ・職員周知されている ・責任者が決まっている ・緊急対応マニュアルがある ・対応があつた場合のみ緊急対応記録が記録されている ・記録は組織的に報告されている	適・不適	〔左記1つでも非該当〕	〔セミナーの事前準備〕 ・緊急対応の有無を確認
4. 事務執行力	・必要書類を作成し、確實に提出している。  ①提出物が期日内に提出されているか。  ②適宜記録がなされているか。	・受付記録「事業計画書」「事業実績報告」「自己評価書」等 ・相談受付簿、ケース記録、会議記録等(無作為抽出)	・9割以上の書類が期日内に提出されている。 ・相談受付簿・ケース記録・会議等が業務終了ごとに記録されている。	適・不適	〔左記非該当〕	文書「職員配置状況変更届書類」、「地域包括ケアシステム実績報告」「自己評価書」やセンターサービス計画書「事業実績報告」「自己評価書」の事業目標について、「地域包括ケアシステム実績報告」の実績欄に記載された内容が記録されている。 ※届出書類のみ、やむを得ない理由があるときは、届出書を添付のうえ、介護保険課にて判断する。
5. 資質の向上(専門性の確保)	・職員のスキルアップを法人全体でバックアップし、業務に活かしている。	・認知症研修など、市の実施する研修を受講しているか。 ・センター内で勉強会を行っているか。 ・外部研修を受講できる体制があるか。 ・個人が受けた研修内容をセンター内で伝達し、共有しているか。	・研修受講報告書類 ・センター内の伝達研修記録	適・不適	〔左記1つでも非該当〕	〔外部研修状況〕 ・センター内研修状況、センター内研修等実施件数確定 ・センターの事前準備

	評価の視点	根拠とすべき資料	評価	不適	備考
6.個人情報の保護	・個人情報の保護のために対策を講じている。 ・個人情報の保証	・個人情報取扱事務チェック表により、定期的に業務のチェックを行っているか。 ・チェックの結果、改善が必要なものについてすぐには正しているか。	・実施後のチェック表 ・改善状況がわかるもの	「すべて満たす」 ・実施後のチェック表がある年! （年以上） 通・不適 ・重複項目に不適がない ・不適の項目について、是正検討中含む）している	「左記つても非該当」  「文書収集等の書かれている文書についての配り方 ・個人情報を含む書類の管理 ・外部記憶媒体使用の取り決め ・個人情報を入力されたパソコンのインターネット接続
7.執務環境	・適切な執務環境である。 ・必要な情報は記録し、書類が整理・保管されている。	・文書の整理等が適宜なされているか。 ・全センター職員がすべてのファイルをチェックでき、保管場所を把握できる体制を整えているか。	・保管場所の確認 ・保管の管理状況確認	「すべて満たす」 ・文書が黒字でよく整理されている ・担当職員不在時でも書類を誰が誰ができる ・個人情報を含む書類は誰の手 が不適としている ・誰は誰か取り出せないよう管理している	現地確認 「左記つても非該当」
8.人権の擁護及び高齢者虐待防止研修	・人権の擁護及び高齢者虐待の防止に関する研修を実施している。	・「神戸市地域包括支援センターの包括的人権事業を実施するために必要な基準を定める条例」に基づく研修を実施しているか。	・人権の擁護及び高齢者虐待 防止に係る研修の報告	通・不適 ・年産内の研修が実施され、市へ報告されている	「左記つても非該当」 介護保険課にて確認
9.苦情対応	・苦情対応が適切に行えているか。	・苦情解決体制が構築されているか。 ・対応マニュアルがあるか。	・苦情対応マニュアル ・苦情対応記録	「いつでも適当」 ・苦情対応マニュアルがある ・誰も届かれていない ・苦情対応内容が記録されている ・記録は組織的に報告されている	「左記つても非該当」

地域包括支援センター運営評価基準(実務用)  
○○あんしんすこやかセンター

II 業務の状況 (36項目)

現地調査日:

修正項目:太字・下線  
追加項目:圈み

資料7-2

評価の内容	評価の視点	根拠とするべき資料	評価の指標			備考
			評価	S	A	
1. 総合相談支援業務	(1)職員の応対態度	①職員は応対態度はよかつたか。	・利用者アンケート	S・A・B アンケート評価①が最も多い	アンケート評価②が最も多い	アンケート評価③が最も多い ・介護保険費と算計
	(2)説明の分かりやすさ	①職員の説明はわかりやすかったか。	・利用者アンケート	S・A・B アンケート評価①が最も多い	アンケート評価②が最も多い	アンケート評価③が最も多い ・介護保険費と算計
	(3)相談の満足度はどうか。	①利用者にとって満足できる相談となつているか。	・利用者アンケート	S・A・B アンケート評価①が最も多い	アンケート評価②が最も多い	アンケート評価③が最も多い ・介護保険費と算計
	(4)相談環境は適切か。	①利用者にとって相談しやすいか。	・利用者アンケート	S・A・B アンケート評価①が最も多い	アンケート評価②が最も多い	アンケート評価③が最も多い ・介護保険費と算計
	(5)案内表示はわかりやすいか	①事業所入り口に看板等が設置されているか。 ・施設内に事務所がある場合は、事務所までの案内が適切に表示されているか。	・利用者アンケート ・市による補足現地調査も必要に応じて ・施設内に事務所がある場合は、事務所までの案内が適切に表示されているか。	A・B	—	アンケート評価①②が最も多い ・現地調査で指摘がある ・介護保険費と算計
	(6)利用者から相談が寄せられているか。	①高齢者人口の10%以上上の相談対応件数 (延人件数)がある。	・月別実績報告書	A・B	—	10%未満 ・当該年度末時点の高齢者数と目測より、介護保険費と算計
	(7)センター内でチームアプローチしているか。	①チームアプローチの仕組みがあるか。 ・情報共有ができるか。	・センター内会議録 ・ケース検討記録	A・B	—	センター内でケース検討等を行った記録がある セミナー
	(8)センター業務(セシナーー般、成年後見制度、虐待防止、介護予防等、落葉等)の広報活動を行い、認知度を上げている。	①センター業務(セシナーー般、成年後見制度、虐待防止、介護予防等、落葉等)の広報活動を行う広報を実施している。 ・地図掲示等	・広報活動の記録 ・地図掲示等	S・A・B	—	左記をすべて実施せしらる セミナー、広報活動等に、九 特にしていない ・介護予防等の分析・判断を行 るための分析等がある ・広報活動は、報告書等のバ ンドでのチラシ配布等
	(9)介護者支援について意欲的に取り組んでいるか。	①介護リフレッシュ教室の広報・案内 ②介護リフレッシュ教室を積極的に開催して いるか。	・活動の記録 ・計画書 ・報告書	A・B	—	リフレッシュ教室が必要な方に特にしてない ・毎月に1回開催しているかを実施している ・3ヶ月に1回開催しているかを実施している
					年4回未満の実施	年4回未満の実施

	評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料	評価	評価の指標	備考
2. 権利擁護業務	(1)<成年後見制度> 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用支援を行っている。 (2)<虐待> 通報の受理・報告を適切に行っている。	①支援が必要な方に、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用支援を行っているか(又は支援の検討を行ったか)。 ②虐待を受けているか。	・ケース記録の有無 ※月報よりケース指定	A・B	成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用支援が確認できることで、月報成年後見よりケースを決定	成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用支援が確認できることで、月報成年後見よりケースを決定
	(3)<消費者被害> 市民に対し、消費者被害の情報提供を行い、啓発しているか。	①通報を受けてから区への報告が迅速に伝わるか。 ②消費者被害が発生した場合は、市・区へ報告し、必要に応じて関係機関につないで情報を提供したことがあるか。 ③消費者被害を受けた場合には、市民に対する情報提供しているか。	・特段の理由なく、区への報告及び通報内容の事実確認が48時間を超えていないか。	A・B	全件48時間以内に報告されている	・区の記録が件数確認
	(4)<権利擁護業務全般> 複数の課題を持った事例への対応について、関係機関との連携を検討している。	①各機関が役割を認識し、連携して対応できるよう、関係機関と検討会を開催し、参考にし、又は支援者・関係機関と検討会を行って、それれと検討したうえで関係者全員と共に有しているか。	・ケース記録の有無	A・B	（すべて満たす） センターを除く3つ以上の地域支所が関係機関と連携を行っている	・市および区に連携していることによる結果を示す。 ・届け出の場合は、届け出の場所より方針が確定できない。 ・実施が確認できない。 ・月報消費者被害より方針ケースを決定
3. 介護予防業務	(1)介護予防の取組みが必要な高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげている。	①介護予防の取組みが必要な方の把握を、関係機関と連携し積極的にアプローチし、また、集いの場などでの介護予防に資する社会資源につないだか。その対応が適切に記録されているか。	・個別ケース記録 ・取り組みの分かれる書類	A・B	（左記一つでも満たさない） （すべて満たす） （左記二つとも満たさない）	・該当ケースが既存の記録である。 ・小手のかかわらぬ状況を示す。 ・ケースが複数ある場合、すべて漏れなく記載する。(センターとして両方の役割を担うがを判断する。)
	(2)マニアルを遵守し、介護予防ケアマネジメントを行っている。	①マニアルを作成やモニタリング・評価など、時折を適切な対応を行つて、課題・状況等を適切に把握した上で、ケアマネジメントを行っているか。	・巡回派遣員記録 ・指導対応記録	A・B	巡回派遣員記録ケース中、5割以上に記録がない。	・巡回派遣員の把握率(2回目) ・介護保険課で巡回派遣員記録および指導対応記録のないものが割合が高め。 ・巡回派遣員の車両登録率(2回目) においても指導あり。(介護保険課からの指導あり)
4. 包括的継続的ケアマネジメント業務	(1)介護支援専門員に対し、社会資源の情報提供を行い、ケアマネジメントに生かせるよう助言を行っている。	①介護支援専門員から相談に対し、適切な社会資源の情報提供を行っているか。	・情報提供を行ったことがわかる ・提供した書類	A・B	介護支援専門員への情報提供が確認できている。	・介護支援専門員からの相談を受け、園系者が発生していない(園系員の引替等)。 ・月報包括情報の支給を行つてない場合は、カウンターパートによる記録が確認できぬ。
	(2)介護支援専門員からの相談に対し、必要なサポートを行い、課題の解決に致力于している。	①介護支援専門員から相談を受け、必要なサポートを行い、課題の解決に致力于しているか。	・ケース記録の有無	A・B	・月報包括情報の支給を行つてない場合は、カウンターパートによる記録が確認できぬ。	・月報成年後見よりケースを決定

評価の内容	評価の視点	根拠とすべき資料	評価の指標		備考
			S	B	
5.ネットワーク構築-地域づくり	(1)地域資源の把握	①地域の社会資源・地域の状況を把握し、取り組みを示す資料、※社会資源一覧、マップ等	一 A・B	把握が状況をセータ内で共有し、市民や関係機関に届ける。 把握ができない。	
		②セータ主催の地域ケア会議を実施して、地域ケア会議の計画書・譲り継ぎ書	一 A・B	実施している。	
		③金議後ふりかえりやフィードバックをして、問題をまとめた資料、地域診断シート、フィードバック資料(新聞等)	一 A・B	セータ内で振り返りや問題のまとめをしている。	
		④個別地域ケア会議と地域づくりに資する地域ケア会議を両方行っている。	一 A・B	報告書の当日会議開催時に「個別課題解決」と「地域課題発見」地図づくり、情報開発のいずれかにチェックがある会議を両方実施している。	
		⑤地域支え合いに関する地域との会議をもついているか。	一 A・B	会議録 月報	実施している。
		⑥公的福祉サービス等や地域の見守り体制についている。	一 A・B	サービスや支援が必要であるが、全くないか。 サービスや支援に意識がないか。 支援についてセータ内で連携した情報についている。	(オンライン) 地域連携会議セミナー内で連携したを行った。
		⑦地域住民間で見守り支え会えるグループの結成などコミュニティづくりを支援している。	一 A・B	①認知症高齢者等が受け訓練や新しいつなげの場の立ち上げ支援、既存の住民主導活動グループの後方支援を行っている。	(オンライン) 地域連携会議セミナー内で連携したを行った。
		⑧認知症の人による介護の進め方の推進	一 A・B	診断助成制度・事故救済制度・GPS安心かけつけサービス、神戸市高齢者安心登録事業、うべオレンジヘルパー、介護事業者安心登録事業、シカエ等の説明を理解し、対象者となる市民へ説明・案内をしている。	対象者または、協力者に診断助成制度・事故救済制度・GPS安心かけつけサービス、神戸市高齢者安心登録事業、うべオレンジヘルパー、介護事業者安心登録事業、シカエ等の説明・案内を行っている記録がある。
		⑨認知症集中支援チームや認知症連携医療センター等(医療機関)への説明・案内を行っているか。	一 A・B	ケース記録 月報 会議資料等	認知症連携を行ったことと連携ができる記録がある。
		⑩認知症の人にやさしいまちづくりの推進	一 A・B		実施が確認できない。

## 地域包括支援センター運営評価委員会および選定委員会にかかるスケジュール

### 令和元年度

- 2月 令和元年度第2回運営評価委員会  
改善報告、評価基準改定案の審議
- 3月 令和元年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会（3/6）  
改善報告、評価基準改定案の審議
- 3月 令和元年度運営状況の評価実施を市から全センターへ通知（3/13）  
現地調査を行う運営評価項目を絞り、効率的・重点的に実施する。  
センターは、必要書類の準備等を開始

### 令和2年度

- 4-5月 調査開始  
公募時期のため、効率的・重点的に以下を実施する。  
 (1) 書類による調査  
センターは必要書類を介護保険課に提出  
 (2) 現地調査  
センターの文書管理状況など物理的状況を確認する。区のセンター回りなどにより確認済みの事項については、その結果を準用することとする。  
以上をもとに介護保険課で評価案をまとめる。
- 6月 令和2年度第1回評価委員会および選定委員会  
 (1) 令和2年度第1回地域包括支援センター評価委員会  
令和元年度地域包括支援センター運営評価について報告  
 (2) 令和2年度第1回地域包括支援センター選定委員会  
令和3年度以降の地域包括支援センター公募について、選定基準を提案
- 7月 令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会  
 (1) 運営評価について、評価委員会の審議結果を報告
- 8月 公募要領の配布  
令和3年度以降の地域包括支援センター運営委託について、公募要領をケアネット

に掲載する。

**9月 公募説明会**

応募希望事業者を対象に公募説明会を開催する。

**10月 応募書類の受付**

**11月 令和2年度第2回評価委員会および選定委員会**

(1) 令和2年度第2回地域包括支援センター評価委員会

令和元年度運営評価の改善報告

令和2年度運営評価の提案

(2) 令和2年度第2回地域包括支援センター選定委員会

運営法人の選定について提案

**12月 令和2年度第2回地域包括支援センター運営協議会**

運営法人の選定について、選定委員会の審議結果を報告

**12月 公募結果内示通知**



